東かがわ市告示第125号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の４第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年９月17日

東かがわ市長　上村　一郎

記

１　保管した対象物件
船舶　２隻

２　保管した対象物件の放置されていた場所及び当該物件等を撤去した日時
（１）放置されていた場所　安戸港（東かがわ市引田3135地先）
（２）撤去した日時　令和８年９月17日10時00分

３　対象物の保管を始めた日時及び保管場所
（１）保管を始めた日時　令和８年９月17日10時00分
（２）保管場所　安戸港（東かがわ市引田3135地先）（現地保管）

４　返還を受ける方法等
当該物件の所有者等が東かがわ市事業部建設課に申し出ること。なお、物件の保管その他の措置に要した費用は所有者等の負担となる。
また、港湾法第56条の４第９項の規定により、当該物件を令和９年３月16日までに返還することができないときは、当該物件の所有権は港湾管理者に帰属する。

５　問い合わせ先
東かがわ市事業部建設課　建設管理グループ
電話番号　0879-26-1302
FAX番号　0879-26-1342